

吉賀町告示第200号

平成27年第4回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月20日

吉賀町長 中谷 勝

1 期 日 平成27年12月11日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君

大多和安一君

三浦 浩明君

桜下 善博君

中田 元君

河村 隆行君

藤升 正夫君

河村由美子君

庭田 英明君

潮 久信君

安永 友行君

○12月14日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成27年 第4回（定例）吉賀町議会会議録（第1日）

平成27年12月11日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成27年12月11日 午前9時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願書
- 日程第6 陳情第3号 国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める陳情書
- 日程第7 発議第8号 入院時の食事療養費引き上げをしないことを求める意見書（案）
- 日程第8 議案第105号 請負契約の変更について
- 日程第9 議案第106号 請負契約の変更について
- 日程第10 議案第107号 動産購入契約の締結について
- 日程第11 議案第108号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第109号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第110号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第111号 吉賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第112号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第113号 吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第114号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第115号 吉賀町地域間交流拠点施設条例の全部を改正する条例について
- 日程第19 議案第116号 吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第117号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第21 議案第118号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第119号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第120号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第121号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第25 議案第122号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第123号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願書
- 日程第6 陳情第3号 国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める陳情書
- 日程第7 発議第8号 入院時の食事療養費引き上げをしないことを求める意見書(案)
- 日程第8 議案第105号 請負契約の変更について
- 日程第9 議案第106号 請負契約の変更について
- 日程第10 議案第107号 動産購入契約の締結について
- 日程第11 議案第108号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第109号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第110号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第111号 吉賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第112号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第113号 吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第114号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第115号 吉賀町地域間交流拠点施設条例の全部を改正する条例について

- 日程第19 議案第116号 吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定について
 日程第20 議案第117号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第21 議案第118号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第22 議案第119号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第23 議案第120号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第24 議案第121号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第25 議案第122号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第26 議案第123号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）

出席議員（11名）

1番 桑原 三平君	2番 大多和安一君
3番 三浦 浩明君	4番 桜下 善博君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 藤升 正夫君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	青木 一富君	教育次長	坂田 浩明君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	光長 勉君
柿木地域振興室長	三浦 憲司君	出納室長	谷 みどり君

午前9時02分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、平成27年第4回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番、桑原議員、2番、大多和議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

これについては、議会運営委員長の報告を求めます。8番、藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、議会運営委員会から、会期について報告をさせていただきます。

12月4日に議会運営委員会を開催をいたしまして、本定例会の会期を本日より18日までの8日間と決定したことを報告いたします。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日から12月18日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から18日までの8日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、中谷町長よりの行政報告を行います。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。本日から第4回目の定例町議会でございます。

19議案を上程いたしますが、私どもとすれば精査して上程しているつもりでございますが、不手際がありましたら、差しかえ、訂正等、またお願いしなければならないかというように思っておりますけれど、慎重審議の上、御可決を賜りますよう、まずもってお願いを申し上げます。

それでは、動静を報告させていただきます。

9月の定例会の途中からでございますけれど、9月25日に、津和野町の発足10周年記念式典がございましたので出席させていただいております。

また、27日、手づくり自治区設立総会というのが柿木のふれあい会館でございましたので、それに出席させていただきました。

また、28日に益田広域等がおいでになったり、交通安全のテント村、そういったものがありました。

また、29日には、島根医大生、町内の出身者の訪問、激励に行っておるところでございます。

10月1日につきましては、私どもの町が合併10周年記念の式典を行ったわけでございます。

翌3日には、宇部のビエンナーレ彫刻展が世界彫刻展がございました。その前夜祭のほうへ御招待がありましたので出席させていただき、今後、宇部と文化交流等をしたらというようなことの話させていただいたところでございます。

4日は、合併10周年の記念講演が町民体育館でございましたので、これに出席しているところでございます。

10月5日につきましては、一部事務組合が、組合議会がございましたので、それに出席させていただいたところでございます。

また、7日には、山陰中央新報社のほうから、西部支社長のほうがおいでになりましたので、対応して、お話を、協議をさせていただいたところでございます。

10月9日につきましては定例議会が行われて、9月議会がこれで終わったというふうに思っております。

10月11日には、グラントワ10周年記念の記念式典がございましたので、これに出席させていただいたところでございます。

10月14日に、澄川喜一先生の作品展が日本橋三越でございましたので、これに出席させていただき、その後、土地改良全国大会が青森市でございましたので、こちらのほうへ行かせていただき、また10月20日は、農業農村意見交換会というのが農林水産省でございましたので出席させていただいたところでございます。

10月23日には、広域の組合の理事会が開催されましたので、これに出席をいたしました。

10月24日につきましては、職員採用試験の2次試験を行ったところでございます。

また、28日には、ぎんなんの採用の2次試験を行わせていただいたところでございます。

10月27日には、臨時議会を開催させていただきました。

また、28日には、島根産業セミナーのほうが広島でございましたので、こちらのほうへ出席をしております。

31日には、社会福祉協議会が合併10周年記念を開催されましたので、これに出席をいたしております。

11月2日につきましては、広域の組合議会がございましたので、これに出席し、また11月4日に、松江市におきまして、島根の道づくり意見交換会がございました。これに出席し、翌5日には国交省との要望活動がございましたのでこれに参加し、道づくり全国大会というのがございましたので、これに出席し、県内国会議員への要望活動を行ったところでございます。

11月6日には、国交省の広島の局のほうで「まち・住まいづくり意見交換会」というのが中国地区5市町村が出ておりますので、これを吉賀町のほうが、今回出て意見を言えということでございましたので、出席させていただいたところでございます。

11月9日には、日赤がほぼ完成したということで、竣工式と書いてございますけど内覧会がございましたので、こちらのほうへ出させていただきますところでございます。

10日には、島根県環境審議会がございましたのでこれに出席し、11日に上京いたしまして、教育再生首長会議、これに出席し、次の日のANAの本社の要望活動に行かせていただいたところでございます。

11月15日には、近畿県人会がございましたのでこれに出席し、16日には、鹿足郡の議長の研修会がございましたので、出席させていただいたところでございます。

11月17日には、町村会の研修が東京でございまして、総務省の起債担当の課長、そして町村会の顧問に就任していただいております、元総務省の椎川さんと呼んでの研修を行っておるところでございます。

18日につきましては、全国の市町村長大会がNHKホールのほうで開催されましたので、こちらのほうへ出席いたしております。

11月21日に環境王国の総会、これ小松市でございまして、翌日、米の食味コンクールがございました。残念ながら、吉賀町が出展した部分は入賞することができませんでしたけれど、25日は、議員の全員協議会がございましたので、こちら開催させていただいたところでございます。

26日は、全国治水砂防大会が全国砂防会館でございましたので、こちらに出席し、国土交通省等要望活動を行ったところでございます。

翌27日に、六日市のゆららの設計者の新居千秋氏と澄川喜一氏との面談を、お話し合いをし

たいということでしたので、私どもも、新居千秋氏が設計した部分を改修させていただくということで澄川先生との面談をさせていただき、同席したところでございます。

また、翌28日には町歌を作詞していただきました村田さち子先生のお礼に訪問させていただき、その日、東京吉賀会の役員会、忘年会がございましたので、これに出席したところでございます。

1月30日には、県教育長、また副知事に面談させていただきました。これは、一般質問で出ておりますけれども、吉賀高校の寮につきまして要望活動しておりますので、そのことの経過、または私どもの考え方といったものを伝えにまいったところでございます。

1月21日には、協力隊の辞令交付を行いまして、また、エポックの経営調査をしていただきましたので、その報告を聞かせていただいたところでございます。

1月23日につきましては、不燃物の予算査定、また老人ホームの予算査定をいたしまして、その日、六日市病院の重富理事長と面談させていただいたところです。

1月24日につきましては庁議を行いまして、6日に柿木の原手でございました万歳楽に御飯をいただきにまいらせていただきました。

また、8日につきましては、管内の益田の市長、津和野町長との会談で、いわゆる今、持っております課題、また今後についての話をさせていただいたところでございます。

9日につきましては、菌床シイタケの製造をされて販売されている会社があるわけでございますけれども、県の林業担当の職員と産業課とともに調査といいますか、見させていただいたところでございます。

また、10日の昨日でございますけれども、飲酒運転撲滅ということで、職員の署名をいただきましたので、これを津和野警察署のほうへ提出してきたところでございます。

以上が9月議会からの動静でございます。よろしく申し上げます。

日程第5. 請願第5号

日程第6. 陳情第3号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、請願第5号後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願書及び日程第6、陳情第3号国民皆保険制度の維持発展の意見書提出を求める陳情書については、お手元に配付した陳情請願要望等文書表のとおり所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、請願第5号後期高齢者医

療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願書及び日程第6、陳情第3号国民皆保険制度の維持発展の意見書提出を求める陳情書については、陳情請願要望等文書表のとおり所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

日程第7. 発議第8号

○議長（安永 友行君） 日程第7、発議第8号入院時の食事療養費引き上げをしないことを求める意見書（案）を議題とします。

本件については、提案理由の説明を求めます。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第8号につきまして、読み上げて提案させていただきます。

発議第8号。吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

入院時の食事療養費引き上げをしないことを求める意見書（案）。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をします。

理由といたしましては、安心して入院し治療を続けられるようにするためであります。

ひっくり返していただきまして、意見書（案）。ことし5月に成立した改正医療保険関連法では、入院時の食事療養費を、2016年から2018年にかけて段階的に引き上げることが決められました。入院時の食事療養費は、1994年10月に療養の給付から食事療養費が切り離され、医療費とは別に入院時の食事療養費に患者の一部負担が導入されました。

導入当初、一般的な収入の人の自己負担額は1日当たり600円、それが1996年10月に760円、2001年1月に780円と、じわじわと引き上げてきました。そして2006年4月に、1食ずつ計算する方法に見直され、現在の1食260円、1日3食だと780円に至っています。

この患者負担を、2016年から1食当たり100円引き上げて360円に、2018年には460円に引き上げる予定です。

今回の法改正は、住民税非課税世帯など低所得層の食事代の自己負担は、これまでどおり1食100円から210円に据え置かれることになっております。しかし、それ以外の人は、2018年以降に1カ月間、30日間入院すると、医療費以外に食事療養費が4万1,400円かかるようになり、現在より1万8,000円の負担増となります。

入院中の食事は、患者の病状に合わせて栄養管理されたものが病院から提供されています。特に、手術をした後などは、栄養状態が悪いと免疫力が低下したり感染症を起こしたりしやすくなり、医師や栄養士の指導のもとに行われる適切な食事療法が必要です。

入院時の食事療養費引き上げは、入院抑制につながるものであり、安心して治療を続けるためにも行わないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

ということで、提出先といたしましては、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、内閣官房長官としております。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。本件については総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第8. 議案第105号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第105号請負契約の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第105号につきまして御説明を申し上げます。

請負契約の変更について。下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。平成27年12月11日提出。吉賀町長中谷勝。

記。1、契約の目的、平成27年度七日市浄水場急速ろ過設備工事。契約の方法、一般競争入札における文書契約（当初）でございます。3、契約金額、変更後が7,549万4,160円、税込みでございます。変更前が7,017万8,400円で、これも税込みでございます、いわゆる増額する金額が531万5,760円でございます。4、工期、変更後が、吉賀町議会の議決のあった日の翌日から平成28年2月29日まででございます。変更前は12月18日まででございます。5、契約の相手方、島根県松江市平成町182番地15、山陰クボタ水道用材株式会社代表取締役社長杉谷雅祥でございます。

詳細につきましては、建設水道課長のほうから御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） おはようございます。それでは、議案第105号請負契約の変更についてを詳細説明をさせていただきます。議会の参考資料のほうの1ページをお開きいただ

けたらと思います。

本議案の内容につきましては、去る11月25日の全員協議会におきまして概略を説明させていただいております。

まず資料のほうを見ていただきまして、工事名は七日市浄水場急速ろ過設備工事でございます。工事場所は吉賀町抜月地内です。工期につきましては、当初、竣工日を平成27年12月18日までで契約しておりますけれども、平成28年2月29日まで延期するというものでございます。

また、工事内容の主な変更内容でございます。アルカリ剤注入設備、それから原水pH計の追加ということでございます。

理由につきましては、そこに書いてございますけれども、当初設計におきましては、平成23年から平成25年の原水の水質検査結果をもとに凝集処理におけるアルカリ剤の要否確認を行って設計をさせていただいたところでございます。

計算の結果では、凝集処理の適正pHが6.3から7.0の範囲内ということでありましたので、アルカリ剤の投与につきましては不要と判断して、設計し施工を始めたところでございます。

発注しまして、その後メーカーのほうで原水のジャーテストというのを行いました。そのジャーテストというのは、その原水に対して、ろ過するために適正な凝集剤の注入率を決めるためのテストでございますけれども、そのテストを行いましたところが、フロックの形成が目視できなかったということでございます。

フロックというのは、水にまざっているいろんなものが、ある程度の固まりになるということなんですけれども、凝集剤を入れてそういう状態が確認できなかったということで、それを、フロックができないと、ろ過してもろ過の効果があらわれないということで、アルカリ剤を注入してpHを調整して、テストを行ったところ、フロックの形成が確認されましたので、アルカリ剤の注入が必要と判断したということでございます。

恐らく当初の予定では、机上の計算上では、pHの調整は必要でないということで予定をしておったわけですが、実際にやってみると、なかなか思うようにフロックが形成されなかったということで、今回、アルカリ剤の注入設備と原水pH計の追加を変更をお願いしたいというものでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） ただいま、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 全員協議会で聞いてたんですが、ちょっと聞いてなかったのは、この工期の変更ということで、これらの工事について、技術者はここへ縛りつけるというか、そういうことになると思うんですが、工期の変更が約70日間ということは当初の12月18日で終わる予定だったのが70日間延びたという理由が、2月まで約70日間延ばして技術者を縛り

つけることになると思うんですが、その理由は、町、発注者のほうから延ばしたのか、受注者のほうからそういう形で延ばさざるを得なかったのか、そのあたりのことについてお聞きしたいと思いますが。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） アルカリ剤の注入設備と原水pH計の追加ということでございまして、その製品自体は機械ですので、工場で作られてきます。それで、現地でそれを設置するような形になります。

ちょっと、その技術者を縛りつけるとか何とかつちゅうのは、ちょっと、こちらにずっと来てというようなことではないわけですが、その機械を製作したりとかそういうところで工期が必要と、設置もそうなんですけど、その工期変更のことをどちらからということですけども、当然、双方で協議をして、このぐらいの工期を延期すればその設備の追加工事ができるだろうというところで、双方で協議した中で、その工期を、延期期間を決めております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第105号請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第106号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第106号請負契約の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第106号請負契約の変更について、下記工事について請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。平

成27年12月11日提出。吉賀町長。

記。1、契約の目的、平成27年度蔵木浄水場紫外線処理設備工事。契約の方法、一般競争入札における文書契約（当初）でございます。3、契約金額、変更後が6,073万4,880円、税込みでございます。変更前が6,166万8,000円、同じく税込みで、減額で93万3,120円とするものでございます。4、工期、吉賀町議会の議決のあった日の翌日から平成27年12月18日まで。5、契約の相手方、島根県松江市平成町182番地15、山陰クボタ水道用材株式会社代表取締役社長杉谷雅祥でございます。

詳細につきましては、同じく建設水道課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第106号請負契約の変更についての詳細説明をさせていただきます。参考資料のほうの2ページをお開きいただけたらと思います。

本議案につきましても、105号と同様で、11月25日の全員協議会の中で概略を説明をさせていただきます。資料のほうを見ていただければと思います。

工事名につきましては、蔵木浄水場紫外線処理設備工事でございます。工事場所は吉賀町田野原地内です。工期につきましては当初契約どおりということで、平成27年7月14日から同年12月18日までということでございます。

主な変更内容でございますけれども、配管の一部が150の管径のものを100に変更、それから不断水仕切弁2カ所、これも管径が150でございましたけれども、これを1カ所の関係100に変更するというものが主な変更内容でございます。この変更によりまして、93万3,120円の減額ということでございます。

変更の理由につきましては、この不断水仕切弁の管径が、送水流量計周辺の配管でございますけれども、その配管が、掘削しましたところが、当初150であろうというところで設計しておりましたけれども、その周辺の配管が100に絞ってあったということで、配管の太さを変更して、なおかつ不断水仕切弁を2カ所から1カ所に減ったということでございます。それに伴います工事費の減額ということでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 既設の配管が当初150というふうに予定をしていたということで、設計されたということなんですが、このもともとの蔵木浄水場と、その周辺の図面には、こういう配管の太さの明示はされていたのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） この、今、送水流量計がある場所が、浄水場からちょっと出た

場所でありまして、浄水場内の図面で当初の設計をしたというふうに思っております。

それで、送水流量計周辺につきましては、ちょっと100になっていたということで、その部分については、ちょっと確認がきちっとできてなかったということであろうと思います。そういうことで、掘削してみたところが100だったということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） わかりました。そうしますと、たまたまこのたびは掘削したところが違ったということで、ほかにもこういうような図面上の数字と現場の配管の太さが異なっているというようなところも存在するというふうに聞いていいのかというのを聞きます。

と言いますのは、今後、また各所での古い配管等についても交換をするということにもつながっていくことですので、関連する質問でありますがお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 現在、簡易水道につきましては、水道の台帳といいますか、配管については一応図面を作成して、どの区域が、どの程度の大きさの配管がどの辺に入っているというのは町内全域、一応、データ化して図面を持っております。

ただ、かなり年数も経過しておりまして、今回の公会計移行に伴いまして、台帳の整備、固定資産台帳の整理等も絡んで、いろいろと全ての設備とかも調査をしておりますけれども、何分にも年数も経過しておりまして十分な資料のない場所もございますので、全てが全てきちっと把握されているということはありませんけれども、町内全域につきましては、ほぼ図面の中で、配管の管径につきましては記入をされております。

ただ、今、議員御指摘のように、100%その図面と現場があっているかと言われると、ちょっとそうでないところもあろうかとは思いますが、その辺は、それ以上の調査が難しいというところで、ただ全体的に考えれば、ほとんどのところは台帳どおりの配管がされているというふうに、今、見ております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第106号請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10. 議案第107号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第107号動産購入契約の締結についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第107号でございます。

動産購入契約の締結についてということで、下記物件について購入契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第3条の規定により議会の議決を求める。平成27年12月11日提出。吉賀町長。

記。1、契約の目的、特別養護老人ホームのホームとびのこ苑備品介護用ベッド購入事業。2、契約の方法、指名競争入札による文書契約。契約金額は1,576万8,000円、うち消費税が116万8,000円でございます。納入期限、平成28年3月31日。5、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木645番地1、有限会社ふれあいショップのうみ代表取締役能美明信でございます。

ここにつきましては、型式も古く、また壊れてきたので、また、よその施設よりは施設職員の過重労働というような形になっておるということでございますので、一括全部買いかえるというものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、現在上程されております議案第107号動産購入契約の締結につきまして、詳細説明を行いたいというふうに思います。議会資料の3ページをお開きください。よろしゅうございますでしょうか。

このたびの動産購入の経緯でございますけども、冒頭、町長が、今、申し上げましたけれども、とびのこ苑は平成11年に建設をされました。平成12年の7月が介護保険制度の導入ということで、その介護保険制度の導入で要介護者のそういう施設を充実しようということで、旧柿木村において整備をされたわけなんですけども、もう建設をされて16年たっております、初期導入されたベッドが、もう旧式で使えないというような状態が続いております。

原因はモーターの故障であったり、モーター自体もベッド自体も耐用年数を過ぎておりますし、それから、旧式であるためサイドレールが取り付けられないというようなことで、認知症であったり体幹をきちんと支えることができない高齢者の方は転倒なども随分起きておりました。

そういったことで、このたび、その中の30台分につきまして、ケアワーカーの腰への負担の手間を省いたり、腰への負担を軽減をしたり、介護の時間の手間を省いたりというようなことで購入をさせていただいたということでございます。

議会資料の3ページをごらんになっていただいたらと思いますけれども、事業名ですが、特別養護老人ホームとびのこ苑の備品、介護用ベッドの購入事業ということでございます。納入先は吉賀町柿木村柿木のとびのこ苑です。納期限は28年3月31日です。

この納期限につきましては、パラマウント社のものを入れておるんですけども、受注生産ということになりますので、11月に入札を行ったんですけど、今回の議会まで発注することができないということで、納期についてぎりぎりまで、能美さんもパラマウントさんも待ってくれないかと、ただ責任を持って入れますと、それから過去20年の実績がございますので、それにつきましても、私どもも信用させていただいて3月31日に納入すると。それまでに、もし製品ができれば、動作環境などを見ながらしたいというふうには、今、思っているところです。

主な仕様ですけれども、めくっていただきまして、主体となりますベッド、電動ベッド、「カリストエール」という機種で65万5,000円で、これは最新鋭の、パラマウント社の最新鋭の機種なんですけども、65万5,000円ということなんです。

以下、これも、マットレスなんですけど、これは体圧分散効果が非常に高いもので、褥瘡を防ぐには、今、このマットが一番いいふうにと言われておりまして、そのマットレス、それから、サイドレール、介助バー、サイドテーブル、ナースコール中継ユニット、今回、このナースコール中継ユニットを入れさせていただいたのは、ベッドが挙上している場合には、それがナースコールセンターでわかるということになってますので、介護者の側は、今、部屋でその方がどういうふうな状態にあるか、自分で動かすことももちろんできるわけですので、どういうふうな状態にあるかということ把握できるというメリットもございまして、そういうふうな仕様にさせていただいたということでございます。

3ページに戻っていただきまして、6社、指名応募者をさせていただきました。町内、全て町内の業者の方ですが、応札をいただいたのは3社で、落札をしたのはふれあいショップのうみさんで、税を抜いて1,460万円ということでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 1件お聞きします。30台分ということで、非常に台数も多いんですが、町内の業者が落札されて、大変いいことと思って喜んでおりますが、介護用品は、ちょっと台数が多いんですが、リースということが、家庭で使う場合の介護用品もリースということが、最近非常に多く、私どもも利用しておりますが、リースの場合は、故障した場合あるいは壊れた場合は、すぐ新品に変えてもらうことができるんですが、町内の業者が落札されたということで非常に喜んでるっちゃう反面、リースにするというような計画といいましようかお考えはなかったんでしょうか。料金との比較があるんですが、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） リースも当然検討させていただきました。今回のベッドは、先代のものは16年ぐらい使っております。

やっぱりリースというのは高いですから、使用期間を長くすればするほど買い取りのほうが、やっぱり財政効果が出ますので、我々としては、今回のパラマウント社は、市場の中でも80%、日本の電動ベッドの市場の中でも80%を占めております。その次がフランスベッドなんですけれども、やはり、それぐらいにパラマウント社のベッドというのは性能がよいございますので、そういった部分で、丁寧に使えば、本当に20年でも25年でも使えるぐらいのものを今回は入れさせていただきました。

そうすると、やっぱり六、七年か七、八年かぐらいからは経営の効果がどんどん出てきますので、後年度負担が、全然発生しないわけですから、ですからやっぱり、きちっと買うほうがいいのか、そういう視点に立って、今回、全てを購入させていただきました。

ただ、いろいろなものがございますので、その、これはリースがいいというようなものも、もちろんあります。例えば5年以内で壊れて買いかえるとか、機種の変換が激しいとか、そういったものはやっぱりリースがいいと思うんですけども、このベッドにつきましては買い取りのほうがいいのかという判断のもとに、今回購入させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） よくわかりました。

関連になるんですが、みろく苑についての、この同じような事案については、どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 大変、比較検討になって申し上げにくいんですけども、みろく苑については、10年、11年に整備をさせていただきました。ですから、とびのこよりも1年早いんですけども、そのときに、既にツーモーター、スリーモーターで、この当時のものよりも

いいものを入れておりますので、そんなに壊れていないということがございます。

ただ、その、もう耐用年数は随分過ぎておりますので、買いかえなきゃいけないようなこともあるんですけども、今のところ大丈夫ということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） これは、パラマウント社のベッドはいいと思うんですけども、仕様書のところで詳細がわからないんですが、背もたれが起きて、足元が上がるというふうなものなのか、パラマウントのヨンダブというものがあるんですけども、値段も違うかもしれませんが、斜めに起きるというようなベッドもあるんです、このメーカーには。そういったものなのかどうかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） このカリストエールの説明を少しします。

ベッドがこういうふうにあって、まず、ベッド自体が上がり下がりをしなきゃいけないということがあります。介護するときには、上げておむつ交換をしないと腰への負担が出ますので、まずこれが1モーターです。

それから、ベッド上で挙上する、仰臥位から起きる座位にするときの、まず、この角度、これを上げるのが2モーターです。ここにモーターがあります。

それと、あともう一つ。このときに、こちらのほうだけ上げてしまうとずってしまいますので、膝の部分が折れ曲がって前にずりこまないようにする、これが3モーターです。

一般的には、これが上がり下がりして、こちらが起き上がる2モーターが多いんです。このほうが安いわけですから、ただ、これですと前に出ますので、前に出ないようにもう1人介助員がいたり、そこに枕を入れて前に出ないようにする、そういう工夫をしながら、介助員は介助をしながら食事の提供なんかをするわけですけども、そういった作業がなくなるので、まず、ベッドが上がり下がりをするというもの、これが1モーター、それから背もたれが上がってくるということで2モーター、それから、それが前に出ないように、ずりこみがないように膝の部分が上がるということで3モーターということで、非常にぜいたくなベッドではあるんですけども、介護をされるほうも、介護をするほうも、この3モーターが一番いいということで、今回、導入させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 斜めに動く分もということの質問だったように思いますが、ナーズコールの中継ユニットがアナログ式であります。今の全体の設備はわかんないんですけども、

デジタル式のものも、この分についてはちょっと値段は1.5倍ぐらいしますけれどもも存在はするんですが、アナログ式とした理由をもう一度説明ください。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 現行の配線とか、いろんな仕組みがアナログ対応になってまして、これをあえてデジタルに変更する必要がないというふうに、パラマウント社とも話をしました。

それをしてしまうと、また莫大な経費がかかります。全く、そのアナログでもデジタルでも、この仕様については問題がないという判断をしましたので、現行のものを十分使えるということでアナログ対応ということにさせていただきました。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第10、議案第107号動産購入の契約の締結についての質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第108号

日程第12. 議案第109号

○議長（安永 友行君） 引き続き日程第11、議案第108号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について及び日程第12、議案第109号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第108号、109号、2議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第108号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成27年12月11日提出。吉賀町長。

続きまして、109号でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議

会の議決を求める。平成27年12月11日提出。吉賀町長。

これにつきましては、いわゆるマイナンバーと言っておりますけれども、このマイナンバー法が成立したことによりまして、条例整備をしなければならないという状況が出ておりますのでお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明を申し上げますのでよろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第108号と109号の詳細説明を行います。

まず、共通するのは、番号法、いわゆるマイナンバー法とも言われておりますけれども、この法律に伴いまして、関係条例の整備が必要になったというものでございます。先ほど町長も申したとおりでございます。

まず108号のほうです。番号法の第9条第2項によりまして、番号法に規定されました事務以外で個人番号を利用する場合には条例で定めるというふうに、法律のほうでうたっております。そのことが趣旨、第1条のところに記載をしておるところでございます。

第2条につきましては定義ということで、用語の意味を定めております。

第3条については、町の責務について定めたものです。

第4条のところ、個人番号の利用範囲を定めるものでございます。町長または教育委員会が行う番号法、別表第2の第2欄に掲げる事務において、第4欄に掲げる特定個人情報で、みずからが保有するものを利用できることというふうにしております。

どういうことかといいますと、番号法の別表第2というのは、特定個人情報、要するにマイナンバーが入った情報ですが、これの提供について定めたもので、例えば、厚生労働大臣が市町村長に対して健康保険に関する事務を処理するために住民税に関する特定個人情報を提供できるというような形でケース・バイ・ケースで事個別にうたっております。

この例で言いますと、第2欄については健康保険に関する事務、第4欄については住民税に関する特定個人情報というような形で、法律の中で、個別に別表ということで定めたものでございます。

もう一つ、番号法の別表第2というのがあるんですけども、これは、国や他の地方公共団体との情報提供について定めたものです。したがって、同一機関内の他の事務に特定個人情報を提供することについては、この別表第2の中では記述がございません。

例えば、吉賀町の税務関係事務から福祉関係の事務のところ、特定個人情報を提供するという場合には、この、特定個人情報の別表第2に基づく特定個人情報の提供ということじゃなくて、個人番号の利用ということに特定個人情報の利用ということに該当するということで条例を設ける必要があるということで、この第4条に、その利用するものについて記載をしたものでござい

ます。

それから、第5条の特例ということですが、これにつきましては、他の条例によって、特定個人情報を記載した書面の提出が義務づけられた場合でも、第4条に特定個人情報の利用や提供があれば、書面の提出があったものとして取り扱うというものでございます。

続きまして、議案第109号ですが、これにつきましては、番号法の施行に伴いまして関係する吉賀町課設置条例と吉賀町介護保険条例の改正を行うものでございます。

参考資料の5ページのほうをお開きをいただきたいと思っております。こちらのほうには、吉賀町課設置条例の改正の新旧表が添付をしております。改正内容につきましては、第2条の総務課の欄に第15号個人番号制度に関するものを挿入して、現行の第15号を第16号とするものでございます。

次に、吉賀町介護保険条例の改正ですが、参考資料の6ページのほうをお開きをいただきたいと思っております。改正の内容につきましては、保険料の徴収猶予と、保険料の減免に関する記述第8条と第9条のところですが、それぞれについて、添付書類の中に理由を証明すべき書類を添付という記述がございますけれども、これを削除するというものでございます。

それと、現行でいいますと、氏名及び住所というのがありますが、これに個人番号を追加するというものでございます。

以上で、第108号と第109号の詳細説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりましたが、ここで休憩をいたします。10分間休憩します。

午前10時04分休憩

.....

午前10時14分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第108号及び議案第109号についての提案理由の説明は終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 番号法の第9条第2項から基づく条例の制定であります。この番号法の第9条第2項におきまして、地方公共団体の長その他の執行機関は云々とありまして、特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し管理するというところで言われております。

町においてもこの特定個人情報ファイルという形でファイル上にデータが存在をすることになるとは思いますが、この今の定義の中に特定個人情報ファイルについての説明がなく、また、後々の条文の中にも「特定個人情報ファイル」という言葉は出てこないで、定義の中にもない

んですが、ファイルとしてあるものを活用するのであるので、そこら辺は今の特定個人情報ファイルの扱いについてももう少し内容を入れるほうがいいんじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

この条例については、個人番号を利用する事務についての規定ということで、ファイルがないともちろん利用はできないんですけども、あえてそこまでしないで、ファイルというのは、もちろん法律の中にも定められたものですし、それがないと利用もできないわけですけど、ですので、あえてそこまではその中ではうたっておりませんですけども、利用するに当たっては、もちろんそのファイルを利用しないとできないということにはなろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それで、具体的な部分でお聞きをいたします。

第4条の個人番号の利用範囲、第2項で法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するためということと、その後につながり、必要な限度で利用することができるというふうに言われておりますが、具体的に今、町が準備をしている事務の名称について、法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち、吉賀町がどの事務をどういう形で行っているか、この一覧を提出することができるかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 私が答えるべきかどうかはいささか疑問があるところなんですけど、私の課のところの問題が一番大きいので、お答えをさせていただきますと、一応この「わかりやすいマイナンバー制度」、これは総務課長が持っているもので、私どもは私どもでそういったハンドブック的なものは持っているんですけど、その中の別表第2には、それぞれ特定個人情報の情報紹介者であったり、事務であったり、情報提供者であったり、特定個人情報というのはいかなるものかというものがる書いてあります。

これが数十ページにも及ぶもので、これを全て事務を条例の中で事細かに明示するというのは、それは、いわば不可能な状態。それを避けるために、国としてはこういった別表第2をつくったわけですから、この別表第2に基づいて、我々は当然処理をするということになろうかと思えます。

一つの事例を申し上げれば、後期高齢者の方が医療にかかっておられて、介護保険施設を利用されておられる場合には、高額合算が発生するんですけども、両方合算すると、ある一定の金額以上のものが償還で返ってくるという制度がございます。

こういう場合に、両方がマイナンバーを突合せせることで給付エラーを防いだり、それから、

不正受給、二重支払いというものを防いだりとか、さまざまなことが考えられるわけなんですけど、そういった本当に細かい事務提要にまで至るものを国としてはお示しをすることができないので、こういった事務については、マイナンバーを扱う人は、これが特定個人情報になります、こういった事務になりますということを明示したということでございますから、他の市町村がどうかかわからないですけども、そこまで特定できるということはまず現実的には不可能だろうというふうに思いますので、この別表第2を我々としては参考にしながら日常的な事務をするということになろうかと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、今の第4条第2項の処理するために必要な限度で利用をするということですが、この必要な限度というものは具体的には、もう少しわかりやすい言葉で、必要な限度について、どういうことかを説明を願います。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。

例えば、これは税務住民課であっても、建設水道課であっても、そういうことが将来的には発生することがあるかと思えます。

私どものことを申し上げれば、一つの事例としてお聞きをいただいたらと思うんですが、ある方が災害なりを受けたり、それから、生活を困窮する状態になったと、その場合には所得証明をつけて介護保険料の減免をすることができるわけなんですけども、その所得証明を自分でとって介護保険料の減免申請をしなくても、この所得証明をマイナンバーの共通管理によって我々のほうが検索をして、所得証明を税務住民課が入手をして、要はその部分は職権になるわけです、御本人の了解をいただくわけですから。で処理をすることによって、御本人さんは申請もしなくてもいいし、所得証明もとらなくていい、そこで費用負担も発生しないということが出てきます。

そういう申し出があった場合には、そういう作業を我々ができるわけですから、一般的にはこのマイナンバーというのは、そういうふうなこともできますよということの事例として今お示しをさせていただきましたので、今はそういったことの事務を言いましたけれども、今からどういう事務を想定されるかというのは、それは私も全てのものを把握しておりませんのでわかりませんが、一つの事例としてそういうことはあるかと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 条例とは外れておりますけれどもよろしいでしょうか。町内でマイナンバーの郵送が我が家にも届きましたけれども、新聞とかテレビでいろいろトラブルがあっ

たりとか、私も近所のことで、うちのマイナンバーが届いて、おばちゃんとか行って「届いたよ」と、「うちのは来ん」と、「赤い札が残っちゃおらんか」とかというて、私も留守なんで赤い札が郵便局から残ったんですが、その家のは、赤いのもないが、それも来てないという話があったんですが、条例の改正とは、利用者はほとんど関係ないですが、その辺の配達に関するトラブルとかなんとかというのは町のほうに届いておられるのかどうか、その辺を、マイナンバーのことでお伺いしたいんです。よろしければ返事をお願いします。

○議長（安永 友行君） 関連ですが、齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） マイナンバーにつきましては、11月の後半から、ほぼ11月いっぱいの中で全戸に郵便局を通して配られたということで、世帯主さん等がそこにいない場合には、先ほど言われたようなピンク色のカードを残して、それを郵便局が約1週間管理しまして、それを全て役場のほうに返してきたということで、郵便局から特に問題があったという部分は聞いておりませんが、300通弱、きょうの新聞では、吉賀町は290何通かの部分が本人に渡らずに役場のほうに返ってきているという状況で、既にそういうピンク色の用紙等を持って交換に来られる方も結構おられます。

これについては、また町のほうからそういった動きのないものについては、郵送にて個人宛てにそういったものが届いていますという通知はしたいというふうに思っておりますので、いろいろな方がおられます。

届いていないという方が既に、ずっとおられる人だったら多分届いていないということはないと思われるんですが、新たに転入されたり、転出されたりという方には行かない可能性があったりしますので、議員がおっしゃいます方がどういう境遇の方かというのはわかりませんが、とりあえず住民票に記載のある方については全ての世帯主に1回郵便局のほうから、10月5日に住基にある方についてはアクションがあったというふうに私のほうは認識をしておりますので、仮に赤い紙等が、紛失された方についても、これこれうちにマイナンバー通知カードが返っておりますという通知は近いうちに出したいというふうに考えているところです。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、課長が言われたように、郵便局が置いた紙もない、それから、本人ももらったという、ちょっと認知があって意識がないんですけども、その辺、役場のほうに行ったら、その方の名前を言ったら、戻っているということがわかりますか。

郵便局に行った場合に、そこまで把握していないという返事があった。私がかわりに行ってみたんですが、郵便局ではわからない、そこまで調査するのは難しいという話があったもので、それでここで。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） いろいろなそういった部分については、いろんなパターンが考えられますので、窓口のほうに来ていただいて、担当のほうと協議していただいたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この条例ですけども、情報漏えい等のセキュリティーのことについて、この条例なり、それ以前の出されたものの中にもたしかなかったというふうに記憶をしておりますが、そういうセキュリティー対策について、この条例の中に入れいいのか、また、今後の予定はどのようになっているのかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

セキュリティー対策というのは、法律に基づく分はそのとおり、もちろん市町村においてもそのことは適用になりますし、あとはコンピューター等のセキュリティー、そういったところもあるかと思えます。これについては町の電算のほうのセキュリティーポリシーというのがあるんですけども、そちらのほうの今、改正を行っているところでございまして、そういったところでの今、対応を考えておるところでございまして。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今、セキュリティーポリシーと言われたと思うんですが、そっちのほうでということですか。

個人番号を扱うのは、職員が扱うことになると思います。いろんなデータ等の入力においても、この個人番号を同時に入力をするようになると思いますが、その扱う職員に対して必要な教育なり、また、責任者の、責任を持つべき人はどうであるかということについてもどのように今なっているのかわからないので、この点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

この番号法に係る職員の研修については、今2回実施をしておりますけども、事個別にやっておりますので、個別の事務に対してどうか、あるいは今の責任者がどうか、そういったことはやっておりますので、その辺についてはまた今後検討をしていきたいというふうに思っておりますが、現在のところは職員対象の研修を2回やっておりますのでございまして。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第11、議案第108号行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について及び日程第12、議案第109号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑は保留しておきます。

日程第13. 議案第110号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第110号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となりました議案第110号でございます。吉賀町税条例等の一部を改正する条例の制定について。吉賀町税条例等の一部を改正する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求め。平成27年12月11日提出。吉賀町長。

これにつきましては、納税者の税負担を軽減するという事で上級法等が設定されておりますけれど、明年4月1日から施行されます税制改正に基づきまして町条例を改正しなければならなくなったということで、御提案を申し上げますのでございます。

詳細につきましては税務住民課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。吉賀町税条例等の一部を改正する条例の制定についての詳細説明をさせていただきます。

参考資料等は、7ページから新旧対照表を載せておるところです。

大きな第1条の改正であります。これは、先ほど町長も申しましたが、平成26年度、昨年度の税制改正、税法改正によりまして、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な履行を確保する観点から、国税の猶予制度において見直しが図られたところであります。

地方税の猶予制度につきましては、1年おくれであります。平成27年度の税制改正の中で見直しを図っていくということでありまして、平成28年4月1日からの施行に伴いまして、今回の条例改正をするということになります。

第8条の改正であります。これが徴収猶予の申請手続についての規定がしております。申請手続をどういうふうにするかといったところであります。

第9条につきましては、徴収猶予の手続についての規定ということで、どういう書類とか、どういう金額とか、そういった細々したことが書かれているところであります。

第10条につきましては、職権による換価の猶予の手續について。換価といいますのは、差し押さえ等をした物件等をお金にかえるといいますか、うちではインターネット公売とか、先般、益田で共同で公売会等も行われたところですが、そういったところに差し押さえた物件を出してお金にかえると、そういったことが換価ということですが、これについての猶予、徴収の猶予とその猶予があるということであります。

それから、第11条については、申請、それを申請のよって猶予手続規定したというところであります。

第12条につきましては、担保を徴する必要がない場合の規定を明記したということでありませぬ。

これらの猶予ですが、従来から滞納者に対して個別に誓約書等を出していただいて、ずっとそういう本人との話し合いの結果を残した、そういった部分があります。

その辺がどこの市町村、税務署等もそういうようなことをしてきたわけですが、この部分について法律で明確化しまして、1年間なんです、1年間について猶予を設け、また、まだ厳しい方については再度もう1年、最高でも2年ということになるんですが、その間にそういった滞納の部分について履行なり執行停止なり、そういった部分をしなさいという部分が明確化されたら、そういう改正が今回の改正であります。

第2条の改正であります、これについては、平成27年9月30日付でやった地方税法の施行規則に伴う改正ということで、これは、ことし5月に臨時議会において議会の皆様に専決承認をいただいた条例の中の一部改正ということでありまして、これについては、マイナンバー制度に伴う法人番号を明確に記したという部分でありまして、制度、内容の変更はありませんので、説明等は割愛させていただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の徴収の猶予、また、換価の猶予等、明確化されたということでお聞きをいたしました。この徴収の猶予をする期間については、延滞税等は発生をしないというふうに認識をしておりますが、それで間違いないかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 徴収猶予ですので、一応固定資産税についても住民税についても4期で払っていただくようになっています。軽自動車税では1期ですが、これについてはやはり納期限は変えられませんので、それぞれに督促手数料もつきますし、延滞税もついてくるということだと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 徴収猶予なり、また、分割納入等をするときに、徴収の猶予をした場合に延滞税はかかるという答弁だと思いますが、それで間違いはありませんか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 私の認識では、今まで誓約をしても延滞税はかかっておりまして、それで、換価といいますか、差し押さえをした場合には延滞税の率が下がったりする仕組みがあるわけですが、その辺は制度としては変わっていないというように私は認識しております、そこまで十分確認をしていないんですが、私の頭の中では延滞税等は当然かかるというような認識をしておりましたので、この辺については確認をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 確認をさせていただきたいと思います。

それと、分割納入の方法でるる記載をされているわけですが、通常、固定資産税等年に4回の分割をされていますが、これをさらに10分割とかいう形でのものもこの中ではできるようになるということによいかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 猶予に足り得る理由とか、そういった部分がありましたら、そういった4回の部分が12回とかに分割するということでもあります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は保留をしておきます。日程第13、議案第110号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第14. 議案第111号

日程第15. 議案第112号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第111号吉賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第15、議案第112号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第111号と112号を一括提案させていただきます。

議案第111号吉賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。吉賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年吉賀町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年12月11日提出。吉賀町長。

これにつきましては、上級法の改正に伴いまして一部改正をする必要が出たものでございます。続きまして、112号でございます。吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年吉賀町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年12月11日提出。吉賀町長。

これにつきましても上級法が改正され、一部改正するというものでございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第111号と112号の詳細説明をさせていただきます。

まず、111号のほうから説明しますが、参考資料の16ページをお開きをいただきたいと思っております。

2つの議案、111、112号、共通するところなんですけども、今回は地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律、これの施行期日を定める政令がことしの9月2日に公布をされまして、平成28年4月1日から施行されるということに伴う条例改正でございます。これに関係するのがその2つの条例ということでございます。

111号のほうですけども、吉賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。

第2条のところなんですけども、第2号に「職員の人事評価の状況」、これを新たに挿入するものでございます。したがって、現行の第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げて、第7号に「職員の退職管理の状況」、これを新たに挿入いたします。それに伴いまして、現行の第6号から第11号までを2号ずつ繰り下げて、なおかつ第6号中の「及び勤務成績の評定」を削除して、現行の第10号の「不服申し立て」を「審査請求」に改めるというものでございます。

続きまして、第112号ですけども、吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。

第1条につきましては、地方公務員法の改正によりまして、第24条の第6項を24条の第5項に条項ずれが生じたことにより改めるものでございます。

それから、第12条の第1項第3号の中の法律の名称ですけども、「公庫の予算及び決算に関する法律」、これを「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」、法律の名称が変わったことによる修正でございます。

以上で、詳細説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今、議案第111号で、任命権者の報告の中に、第7号のところに「職員の退職管理の状況」というのを加えるということですが、これまでは退職管理の状況については、運営の状況というのは報告をされていなかったというわけではないというふうに思いますが、どういうふうにされていたのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

特に条例のほうでも規定もなかったんですが、国のほうでも特にそういった法律に定めた規定はなかったんですけども、県あたりでは退職後どこに就職をされたとか、そういった状況も報道発表等はされておりましたけども、それが条例に基づくものではなかったということですが、今後はそういったことが条例に基づいて報告をしなきゃいけないということになるということでございます。町においては実施しておりません。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか、ほかに。——ありませんか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第14、議案第111号吉賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第15、議案第112号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第16. 議案第113号

日程第17. 議案第114号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第113号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第17、議案第114号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第113号と114号を一括で提案させていただきます。

議案第113号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年吉賀町条例第34号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年12月11日提出。吉賀町長。

続きまして、114号でございます。議案第114号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。吉賀町消防団員等公務災害補償条例（平成17年吉賀町条例第

189号)の一部を別紙のとおり改正する。平成27年12月11日提出。吉賀町長。

これにつきましては、年金の一元化等によりまして上級法が変わりますので、条例を改正することが生じたものでございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長(安永 友行君) それでは、担当課長より詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長(赤松 寿志君) それでは、議案第113号と114号の詳細説明を行います。

今回の改正につきましては、地方公務員法、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び経過措置に関する政令が、ことしの9月30日に公布をされました。これにより、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、先ほど町長が言いましたように年金一元化法ともいいますけれども、この法律の一部の規定が本年10月1日から施行されることに伴うものでございます。

この法律の改正によって、吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、それから、第114号の吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の必要が生じたということでございます。

まず、113号の改正ですけど、改正内容はどちらも一緒なんですけども、参考資料の18ページのところから新旧表がついております。参考の2、ごらんをいただきたいと思っておりますけども、条例の附則の改正でございます。

第5条の中の別表の改正なんですけど、この第5条につきましては、厚生年金保険法等の他の法令による年金等の給付との調整について規定をされておるものでございます。これの第1項で、年金支給の調整について定めており、第2項では休業補償の調整について定められております。

今回の年金一元化法の施行によりまして、共済年金が厚生年金に統合されることに伴いまして、旧共済組合員期間を有する者が一元化法の施行日、ことしの10月1日以降に新規算定される場合は原則として厚生年金が支給されることとなるために、今回の条例附則第5条の改正を行うというものでございます。

障害共済年金と遺族年金につきましては、追加費用の対象期間のある共済年金については、厚生年金としての調整の対象とします。

また、警察職員とか消防職員等の内容が特殊な職員が勤務に従事した場合、そういったときには調整の対象とならないように加算額を考慮した調整率を新たに規定するための改正でございます。それが別表の改正の中身でございます。

それから、附則のところですけども、改正条例の附則については、施行期日について第1項に定めております。

経過措置について第2項と第3項のほうに定めております。第2項については、施行日以前に

施行すべき事由が生じた施行日以前の期間にかかる年金、休業補償については、従前の例として、公務、もしくは通勤による障害の初診日が施行日前で、認定日が施行日以後である場合には、障害補償年金を支給されるときには、当分の間この改正条例の適用はしないというものでございます。

第4項については、適用日と条例日の施行日までの前日までの間に支給された年金補償、あるいは休業補償等があれば、改正後の補償額の内払いというほうにするという内容でございます。

114号の消防団の公務災害補償条例についても改正の中身は同様でございます。

以上で、詳細説明を終わります。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。——ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第16、議案第113号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第17、議案第114号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第18. 議案第115号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第115号吉賀町地域間交流拠点施設条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第115号吉賀町地域間交流拠点施設条例の全部を改正する条例について。吉賀町地域間交流拠点施設条例（平成17年吉賀町条例第162号）の全部を別紙のとおり改正する。平成27年12月11日提出。吉賀町長。

これにつきましては、この施設に関する条例につきまして全部を改正するという事で、均衡を図るということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これにつきましては、柿木地域振興室長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。三浦柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） それでは、議案第115号の詳細説明をさせていただきます。

今回全部改正するにつきましては先ほど町長からもありましたけれども、この現行条例の中に指定管理手続等に関する事項が含まれております。これは、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例や地方自治法などに規定されているもので、これを削除するものです。

他の施設条例は指定管理手続条例と整合をとり、また、制定をされております。議案の施設条例について、他の施設条例の体裁に合わせてこのたび整理して整備するものであります。

参考資料の34ページに新旧対照表を載せてあります。この表につきましては、全部改正なので条項が現行と改正案で対応していなくてばらばらでありますので、記載につきましては現行の条項の順番に記載をしております。改正案の条項との整合がとりづらいと思っておりますけれども、御容赦ください。

それでは、まず第1条設置のところ、改正案では、「構想の理念を継承し」というところと「吉賀町」という文言を加えております。

第2条の後に新設ということで、改正案では第3条施設の内容を記載をしております。

第3条指定管理者による管理、第4条指定管理者が行う業務につきましては、改正案のほうでは第12条として指定管理者による管理ということで、1項、2項、3項というふうに記載しております。これにつきましては、他の施設条例の要領に沿って合わせておるということです。

35ページの第5条委託料の支払い、それから、6条、7条、8条、次のページの9条、10条及び次のページ、37ページの第11条につきましては削除します。先ほどありましたが、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例などとの関係で整理するものです。

第12条開館時間につきましては、改正案では第17条利用時間ということで、これにつきましては、利用時間につきまして時間を記載したもの、その他書きぶりににつきましては、他の施設条例の要領に沿ったものにしております。

続いて、第13条休館日につきましては、改正案では第16条です。これも他の施設条例の要領に合わせております。

第14条利用の許可、次のページの第15条利用の制限、この項目につきましては、改正案では37ページの下ですが、第4条利用の許可、38ページの第5条利用の制限、その下の第8条利用許可の取り消し等というところで移しておりますけれども、これにつきましても他の施設条例の要領に合わせたものであります。

39ページに新設とありますが、改正案では第7条特別の設備等の制限ということで新たに設けますけれども、これも他の施設条例の要領に倣っております。

第16条利用権の譲渡等の禁止は、改正案では第6条、第17条原状回復義務、改正案では第20条、これにつきましても他の施設条例の要領に倣って改正をしたいということです。

それから、40ページの新設が3つありますが、第9条使用料、第10条使用料の減免、第11条使用料の還付ということを新たに加えますけれども、これは町が受け入れるものについては「使用料」という名称で地方自治法にありますので、この条項を新たに設けました。

続いて、現行の第18条の利用料金の納入と、次の41ページの第19条利用料金の収入につ

きましては、改正案では第13条利用料金という1条で改正をしたいということです。これにつきましても他の施設条例の要領に倣っております。

第20条利用料金の減免は、改正案では第14条、これも他の施設の条例の要領と一緒にしております。21条の利用料金の不還付につきましては、改正案では第15条利用料金の還付。第22条損害賠償義務は、改正案では第18条、第23条秘密保持義務につきましては、改正案では第19条としております。

42ページ、次のページの第24条委任につきましては、改正案では第21条であります、これも全て他の施設条例の要領に倣っております。あとは附則が今回の条例に関しての附則をつけております。

以上、詳細の説明をさせていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 新しいほうでお聞きをします。第17条に「施設の利用時間は午前9時から午後5時半までとする」ということになっておりまして、もともとの分、現状でいきますと、開館時間ということで第12条に「終日とする」ということでうたわれておりますが、現状における今、開館、いわゆる開いている時間は何時から何時の間で、通常の日ですが開かれているのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。現在の現状の開館時間ですけれども、町長の承認を得て設定しておりますが、午前10時から午後5時30分までとなっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この吉賀町地域交流拠点施設条例ということで、エコビレッジ構想というのがあるわけですが、改正の内容もいろいろ私も、中身を見ると、改正前は第6条の「指定管理者5年」とありますが、これも消されております。後から出てくる指定管理、これが3年でできておるといようなことで、これはなぜ5年というのが消えたかとか、それから、改定前に18条の「利用料金別表」とありますけれども、新規のものには別表はないといようなことがございます。

私が、この内容もなんですが、この施設条例というものが必要なかどうなのかということが根本なんですけど、私がなぜこんなことを言うかということ、交流施設が、町内に公民館が蔵木、六日市、朝倉、七日市、柿木というふうにあるわけですが、先般も新聞折り込みに「エコビレッジかきのきむら通信」というこんなチラシが入ってきておったわけですが、これと町の広報が出

ますけれども、それには公民館活動等がいろいろ出ておるわけですが、内容がほとんど、ここにエコ日誌というのが載っておるわけですが、公民館活動と、エコビレッジのこの通信というのは内容的にはほとんど活動が一緒じゃないかと思うんです。

この条例の後に出てくる指定管理のものについて、年間1,500万円近くの予算がついておるわけですが、実際にこの「エコビレッジかきのきむら」というものが本当に必要かどうかというところの私が議論が必要じゃないかなというふうな気がするわけですが、改正以前の問題で、この施設と公民館との違い、ここの理念というのもここに書いてありますし、それから、公民館の目的というのが社会教育法の第20条というところにあるんですが、内容的には若干違うとるわけですが、だから今、私が言うように、この通信とか町広報なんかを見て、内容的にはほとんど一緒だということで、再考の余地があるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。

まず、条例の削除をしたところで、5年というのを削除しているというところですが、指定管理の手續に関する条例で期間とか定めるわけですが、それとの整合性がありますので、今回これを削除して、通則条例の指定管理の条例のほうで年限は決定して、それによって募集をするということにしております。

それから、別表についてですが、別表は議案のほう一番最後についておると思うんですが、参考資料ではなくて、議案の改正条例の最後のところに、全部改正ですので、全部載っておると思います。

それから、公民館事業との違いはどうかということなんですけれども、公民館事業、例えばエコバックづくりの講習とか、トレッキングとかあると思いますけれども、募集の対象が町内、町外、県内、県外とか、そういう範囲も違いますし、交流事業、体験ツアーなど、島根県の例えば田舎ツーリズム推進協議会などにも参加して、冊子などによって広く募集して事業をしたりしておりますので、その違いはあると思います。

また、公民館事業であるような事業につきましても行っておりますけれども、公民館が全てできる、全く同じ事業というのはやっていないと思いますので、その辺は連携して、こちらのほうでできるものはこちらでやるというふうな形でやっていると思いますので、全てが、エコビレッジの活動が公民館事業でやるというのは、そういう認識は持っておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 公民館の、同じことはやってないと今言われましたけれども、こ

の通信なんかを見ますと、そろばん教室とかいろんな教室、習字教室とか、いろんなことを、先月のこれは通信ですけど、実際には六日市の公民館でもどこの公民館でもやっておられるというふうに私は見ておりますが、わざわざこれだけの施設に、先ほども言いましたように同じようなことをするのであれば、公民館に統一して、指定管理というような制度自体が私は必要ないと思うので、そこはどう、いかがかということなんです。

それと、手づくり自治区というのも当然この前出ましたけれども、手づくり自治区とこのエコビレッジのかかわりというものはどういうふうになってくるのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。

そろばん教室とか習字教室ですとか、この辺につきましては、公民館を会場でやってもいいかもしれませんけれども、これは、この施設の事業ということではなくて、いわゆる貸館事業、教室をやるのは何とか教室とか何とか先生というのがやられると思うんですけども、それに施設を貸して使用料をもらっているというような形でやっております。

それから、今後、今のこの施設についてどうかということですけども、今後、指定管理、この後、議案でも出てきますけれども、その管理も検証、検討などはしていきたいと考えております。

それから、手づくり自治区との関係がどうなっているかということなんですけれども、エコビレッジのほうには法人として手づくり自治区の中で担える役割もあるのではないかという話としてはおりますけれども、今、自治区が動いて部会をつくって、部会の構成を勧誘したりとか、集めたりして活動を始めておりますが、まだそのところ、関係のというところは今のところは見えてませんけれども、法人としての役割が担えるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） まだ質疑はあるかと思いますが、本案については条例の全部を改正する案でございます。その辺も含めてお願いいたしたいと思いますが、ここで10分間休憩します。

午前11時20分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第115号についての質疑の途中で休憩をいたしましたので、質疑を続行します。質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第18、議案第115号吉賀町地域間交

流拠点施設条例の全部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第19、議案第116号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第116号吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、115号の関連でございます。116号でございます。吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定について。吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求める。平成27年12月11日提出。吉賀町長。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町地域間交流拠点施設、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町柿木村柿木539の2、名称、特定非営利活動法人エコビレッジかきのきむら、代表者名、理事長井川保、3、指定の期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長のほうからの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第116号吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定について詳細説明いたします。参考資料の43ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、指定管理に当たりましては、他の施設と同様に庁舎内の検討委員会において基本的な事項を協議をして、選定委員会の協議を経て公募を行い、応募のあった団体から選定委員会で候補者を決定するという流れについてまず確認をしながらやっております。

それに基づいて、公募期間につきましては平成27年10月1日から10月30日まで、現地説明会については10月の19日、1団体の参加がありました。その結果、応募団体が1団体ということでございます。

選定委員会の開催状況は、そこに記載のとおりで9月25日と11月の20日、2回を開催したところでございます。その選定委員会におきまして、応募資格、あるいは財務状況等の書類審査と面接審査を実施したところでございます。その選定の結果、吉賀町地域間交流拠点施設の役割機能を果たしていく上で適当と判断をしたところでございます。

指定管理料の提示額は、3年間で1,391万2,560円、特定非営利活動法人エコビレッジかきのきむらを指定管理者の候補者として選定したところでございます。採点結果につきましては、700点満点中475点でございます。リスク分担表につきましては、44ページに記載のとおりでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 指定管理の選定経過で、採点結果が700満点中475点ということで、100点満点に換算すれば67.85、それくらいになると思うんですが、逆に言えば悪いところというんですか、そういうところを今後、指定管理の間に直せとか、そういうような指導とかいうようなことはされるんですか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

採点の結果で悪いところを直すといったようなことは特には考えていないんですけども、やられる事業の中で、基本的には指定管理をお任せするというのであれば、その自主的な判断になると思いますけども、何かの場合によっては町のほうから指導することはあろうかと思えます。ただ、点数の結果をどうとかいうことは、それに基づく指導というのは特には考えておりません。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今の関連してですが、指導がないということですが、前の条例の設置のところで、目的といいますか、新産業の創出とかいろいろな機能とか理念があると思うんですが、それに沿った提案とかされていると思うんですが、もしそれに沿っていなかったら指導とか行うべきじゃないかと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。

指導とか指示ということですが、これは地方自治法のほうに公の施設の設置管理について規定しておりまして、管理する施設の管理が適正でない場合には、業務や経理の状況に関し報告を求めて、調査して必要な指示をするということが法律のほうにはうたっております。

目的外な業務をやっておれば、そういう調査をしたり、必要な指示をしたりすることは考えられますけれども、そういうことが起これば趣旨に合わない管理、業務を行う場合があれば、そういうことはあるかと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） これは指定管理を受けられて10年以上たっておると思うんですが、これまでに新産業の創出とかいろいろな活動をされた結果、どういう事業があったかというのを示してほしいんですが。

それと、先ほどもありましたが、指定管理が、ほかの施設は5年で、ここが3年ということは、

もう一度明確にというか、その辺の、どういう理由で3年になったかと、長期的に事業を計画的に遂行する場合には、やはり3年とか5年とか長いほうがいい場合もあるかもしれませんが、その辺がどういう理由でというのを説明してほしいと思います。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 済みません。3年というところにつきましては、私のほうから説明できないんですけど、新産業の育成についてどんな実績かということだろうと思うんですが、地域資源を利用した新産業創出や次世代の育成という目標があります。

なかなか新産業の育成というのは行政においても難しい課題ではあると考えておりますが、現在のところ、木の駅プロジェクトというのを創設して実施をしておるところであります、これをさらに発展したいというふうな考えを持っているところです。

NPO法人のほうも木の駅プロジェクトについては、林業をもっと推し進める必要があるという認識は持っておられるようでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 期間の3年のことについてお答えをしたいと思います。

大きな理由は、現在、吉賀町のほうでは91施設を指定管理者の施設として今運用をしておるんですけども、その中の87施設が3年後に終期を迎えます。今後はこれにそろえていきたいと、全ての施設をここにそろえていきたいということが大きな理由でございます。

それから、もう1点、庁内の検討委員会が出たのは、やはり、このエコビレッジ構想自体を検証しなきゃいけないのではないかと、これは町の責務として、その辺がありました。これを検証するにしても、やはり1年ないし相当な期間を要すると思われまますので、それをまとめた上で次回でこの指定管理の中でそのエコビレッジ構想の検証した結果を反映していくのにもその3年という期間でいいんじゃないかということで、この3年を設定させていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私が思うのは、今も飲食の方が入っておると思うんですが、柿木地区にはああいう食事を提供する場所がかなりふえました。有機野菜を使って特色のある食材でいろんな呼び込みをされております。それで、生産者の方から野菜が足らんのかとか、うれしいような悲鳴も聞かれております。

先ほどから私がそういう質問をしますのは、せっかくこういう施設があつて、こういう条例があつて、飲食店なんかも入られておられますので、これをますます力を入れて、吉賀町のブランド米とか、いろんなのをもう少し引っ張り出すというか、そういう事業も一緒にあわせて行ったら、この施設がこれまで以上に賑わってくるのではないかと、また、それが吉賀町の宣伝、また、

食材のブランド化とか、いろんなことにつながってくるので、拠点施設ですので、そういう考え方を盛り込んでいかれたらどうかということで、面接審査の中の申請団体からの提案説明というところで、どういう提案があったかというのと、ちょっと気になりましたもので、そういう町としての指導も、産業課、しっかりやっていくべきじゃないかと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） この施設につきましては、先ほど中田議員からの質問がありましたけれど、私も2年前ぐらいにそういった関係、利用が重複しておるんじゃないかというようなことがありましたので、ずっと今のエコビレッジ通信、出るたびに持っておるわけでございます。

そうした中で、先般、質問の中で、いわゆるあそこができれば直営でやりたいというような御答弁をさせていただいたんですけれど、10年も放っておいたという行政がある程度問題もあるんですけれど、内容的に地域間交流と言いながら交流する事業が少ないということで、直営でどうなんかといったら、やはり現場はなかなか対応しきれないというような中で、先ほどから出ておりますけれど、交流事業を進めなさいというような指導をしていただきまして、そういったものを項目を入れて、そういった事業が行われないのであれば契約を解除するという項目が入っておりますので、そういった事業を今後見守りたいというように思っておりますけれど。

この指定管理料というのが施設を管理するお金でございますので、人件費が主でございます。といったことで、事業に対する経費というのがほとんどないので、ただ、この2人の人件費でどうしているかということ、先ほど出たような問題がありますので、28年度については県の、先ほど室長が言ったような事業も取り入れたりしながら交流事業をするということでございますので、私どもとすればもう少し様子を見てはつきりさせたほうがいいんじゃないかなというように思うんで、指導を全くしていないわけじゃなしに、しておるところでございます。

ああして、先ほど木の駅プロジェクトも出たんですけど、これもなかなか、あそこの事務局を持ってもらっておるわけで、事業をしておるわけでないんで、どうしても事務費を払って事務をやっていただく程度でございますので、なかなかそのほうでの活動というのは難しいかと思えますけれど、やはりこういった活動をするんだというのであれば、それだけの事業費もやはりつける必要があるのかなというように思いますし、今、お二人いらっしゃる方が事務的に今のままでいいのかどうなのかということもまたこの3カ年で、3カ年もということもあるかもわかりませんが、契約、どうにか、交流事業をやらないのであれば契約解除ができるという条項もありますので、見守っていきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 今、先ほど町長が非常に大事な答弁をされたんですが、3年が決

まったということなのですが、3年後にまたこういう選定の時期が来たときに、費用対効果もあると思うんですが、このエコビレッジは町で直営でやりたいということを町のほうで打ち出すと、それは可能ということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 公の施設につきましては、自治法におきまして直轄でやるか指定管理にしさないということがうたいますので、二者択一、どちらかでやるということにはなるかというように思います。

○議長（安永 友行君） ほかに。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、町長の言葉の中で、今の指定管理料が、私、先ほども言いましたけれども、1,391万2,000円ということで、年間460何万円のほとんどが人件費というようなことを言われました。私がなぜこんなことを言うかということ、公民館等が、館長さんにしても月に4万円か5万円とかいうような小さいとか、午前中とはいえどもほとんど1日おられて、わずかな報酬で働いておられるというようなことから、この年間500万円ばかりの補助金を、できれば公民館と一緒に事業と一体としたら、どこの公民館も今のような交流事業というのが少ない中で、公民館でも幾らでもできるのではなかろうかというような観点から先ほどから言っておるわけですが。

町長が言われるように、指定管理は解除できるんだよということがありますが、その辺のことをしっかり頭に入れておいていただいて、公民館との連携をしっかりやっていただけたらいいと思います。どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 公民館とこの施設のあり方というのは別なものだというように認識しております。また、議員がおっしゃいますようなことも、あそこにお金を、各公民館少ないんで、公民館のほうへ分けたらどうなのかという意見も聞かされました。

ですけれど、性質的に違うものでありますので、重複する部分はあるかとは思いますが、地域資源を生かしながら交流拡大をしていくんだという部分がありますので、やはり、その理念というのを整理するというございますので、そうした整理を見ながら今後の状況を。

また、公民館については、議員おっしゃいますようにいろいろ確かに主事、また、館長、こういった待遇等についてはいろいろあります。これだけじゃなしに、ほかにもあるわけですが、それはそれとして別に考えていく必要があるんじゃないかというように思っています。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 指定管理はいいんですが、リスク分担表いうところで、施設、設備の損傷いうところがありますが、これは負担者が吉賀町、指定管理者と分かれています。

経年劣化によるもの、10万円以下は管理者と、10万円以上は吉賀町と、こう記載されているわけなんですけど、そもそもこの築何年かいう、40年前後と思うんですけど、調べてないんでわからないんですけど、そこから見ると、この建物が今の例えば耐震構造とかちゃんとそういったものに合っているか。

また、今の現状がいろいろ修繕とかかかっているかもしれないですが、そこら辺がちゃんと管理ができていますか。

例を出しますと、地震等で、建物が古いんで壊れましたと、そういったときにはこの分担表でいけば町が出しますよと、そういったことになると思うんですけど、そうなればかなりの1億円前後とか2億円とか、そういった金額が出てくるような気もするんですけど、今現在のその建物の構造から見まして、今の状況と、もしいろいろな事故が遭った場合の対応の仕方、結構、築40年前後なんでかなり劣化もあると思いますので、その辺をどう考えているかというところで、この指定管理、指定管理はいいんですけど、その辺が一番気になった点なんですけど、どうお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

リスク分担表については他の施設も同様なんですけども、確かに経過年数がかなりたっていますので、その辺の不安が大きいということであろうかと思いますが、仮に今の地震というとかかなり大損害になるということで、建物自体を使うかどうかということから判断しなきゃいけないと思いますし、直してまで使うのかどうか、そういったところも当然判断になると思いますし、また、保険の適用も、その辺もであろうかと思いますが、そういったところも判断しながら総合的にどこをどう修繕して、あるいはどこをどう使っていくかということはケース・バイ・ケースで、一概にどうということはいえないんじゃないかと思います。

ただ、基本的なところは他の施設と同様に10万円までは指定管理者のほうでやっていただいて、10万円を超えるものは町のほうで見るということなんですけども、現状はそんなにかかっていないんじゃないかと思いますが——室長、修理費は。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 劣化による修繕状況ですけれども、この数年間、構造というか、建物については特にありません。10年前、改修したときに筋交いを入れておりますので、それはどの程度の強度かというのはわかりませんが、そういう補強はしております。でも、天井とかそういう板なんかはそのままのを使っておいて、塗装の補修という程度をしておるので、この辺、今後発生するとは予測されます。

それで、設備については、去年1件ほど修繕がございました。施設については町の修繕も指定

管理者での修繕も今のところありません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 何となくわかりませんが、それじゃ結論として、例えば地震、または台風災害等で、その施設の中でいろいろ企画してイベント等をやっていたと、そのときに例えば屋根が飛んで天井が落ちた、そういったときに、先ほど補強はしていると言いましたが、もし人災とか起きた場合に、多分そうなれば行政側、吉賀町側の責任じゃないかと、多分こうなってくると思います。

そのときは、先ほど補強の関係もそうですけど、補強は筋交いしたはしたでいいですけど、それがちゃんとした基準に合っているかと、そういった問題も当然出てくると思いますし、もしそうなった場合はどうされますか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 災害の場合は保険がかけてありますので、保険適用になるということでございます。中にイベントしておってどうこうという部分については、そういったケースが起きては困るわけでございますけれど、そういったときも保険対応の部分があるというように考えております。

そして、一応大きな災害等で壊れた場合は、いわゆる保険で復旧をして、できるものであればいいですけど、それ以上なかなか建てかえといいますか、保険金を、もとにしてまた真水を出してということになると、費用対効果といったものを考えながら、また議会の皆様方にお諮りをして対処するということになるかというように思っております。

○議長（安永 友行君） 質疑があるかとは思いますが、保留をしますので、後にさせていただくようにしますので、日程第19、議案第116号吉賀町地域間交流拠点施設の指定管理者の指定についての質疑は保留をしておきます。

ここで昼休み休憩とします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

日程第20、議案第117号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第117号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第117号でございます。

平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万2,000を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,891万7,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年12月11日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入款9繰入金項1他会計繰入金補正前の額が8,440万8,000円で、補正額が50万2,000円、補正後の額が8,491万円。

歳入の合計でございますけれど、補正前の額が9億8,441万5,000円、補正額が50万2,000円、補正後の額が9億8,891万7,000円でございます。

続きまして1ページをお開きいただきまして歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費、補正前の額が1,682万7,000円、補正額が50万2,000円、補正後の額が1,732万9,000円。

款2保険給付費項1療養諸費、これは補正額はゼロでございます。

款10諸支出金項1償還金及び還付加算金、補正前の額が1,841万8,000円、補正額が50万円で、補正後の額が1,891万8,000円。

款11予備費項1予備費、補正前の額が109万1,000円、補正額が減額の50万円、補正後の額が59万1,000円で、歳出の合計が、補正前が9億8,841万5,000円、補正額が50万2,000円、補正後の額が9億8,891万7,000円でございます。

6ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出の1款総務費1項総務管理費目1一般管理費、補正前の額が1,519万3,000円、補正額が50万2,000円ということで、財源といたしましては一般財源が50万2,000円、節が3の職員手当26万1,000円、節の4共済費24万1,000円、これにつきましては、人件費と共済組合の負担金でございます。

これからも出ます特別会計共済組合負担金、これにつきましては、年金一元化に伴うことによって計算上こうしたものが出てきておるということに聞いております。

2 款保険給付費 1 項療養諸費項 1 一般被保険者療養給付費、補正前の額が 4 億 9,918 万 1,000 円、補正額が、減額の 683 万円、財源内訳でございますけれど、一般財源を 683 万円減額する。

節の 19 負担金補助及び交付金、減額の 683 万円でございます。これにつきましては、一般被保険者療養給付費、これを減額するもので、また、次に出ます退職者等の療養給付金を同額ほど増額するものでございます。

目 2 退職被保険者等療養給付金、補正前の額が 2,834 万 5,000 円、補正額が 683 万円、財源の内訳につきましては、683 万円、先ほど減額した部分をこれで同額ふやすというものでございます。

節でございます。19 節負担金補助及び交付金 683 万円、先ほど申し上げました退職被保険者等療養給付費、これを増額するものでございます。

1 0 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金目 1 一般被保険者保険税還付金、補正前の額が 41 万円、補正額が 50 万で、補正後の額が 91 万円で、財源につきましては一般財源が 50 万円でございます。

節 2 3 償還金利子及び割引料が 50 万円ということで、一般被保険者保険税還付金として税還付が 50 万円となるものでございます。

1 1 款予備費 1 項予備費目 1 予備費、これにつきましては、補正前の額が 109 万 1,000 円、補正額が減額の 50 万円、補正後の額 59 万 1,000 円で、財源は一般財源を減額し諸支出金といわゆる差し引きといえますか相殺する金額でございます。

1 ページ前にかえていただきまして、2 歳入款 9 繰入金 1 項他会計繰入金目 1 一般会計繰入金、補正前の額が 8,440 万 8,000 円、補正額が 50 万 2,000 円、補正後の額が 8,491 万円でございます。

節の 2 が職員給与費等の繰入金で 50 万 2,000 円を繰り入れるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第 20、議案第 117 号平成 27 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の質疑は保留しておきます。

日程第21. 議案第118号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第118号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第118号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,478万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年12月11日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款4繰入金項1一般会計繰入金、補正前の額が4,763万8,000円で補正額が14万9,000円、補正後の額が4,778万7,000円で、歳入の合計が、補正前が9,463万2,000円、補正額が14万9,000円、補正後の額が9,478万1,000円でございます。

1ページをお開きいただきまして歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費、補正前の額が1,084万7,000円、補正額が14万9,000円で、補正後の額が1,099万6,000円で、歳出の合計が、補正前の額が9,463万2,000円、補正額が14万9,000円で、補正後の額が9,478万1,000円となるものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出1款総務費1項総務管理費目1一般管理費、補正前の額が1,084万7,000円、補正額が14万9,000円、補正後の額が1,099万6,000円で、財源につきましては一般財源が14万9,000円でございます。

節4の共済費で14万9,000円、これにつきましては、共済組合の負担金でございます。先ほど申し上げましたような事情で発生したものでございます。

1ページ前にかえていただきまして、2歳入4款繰入金1項一般会計繰入金目4職員給与費

等繰入金、補正前の額が893万9,000円、補正額が14万9,000円、補正後の額が908万8,000円、節1職員給与費等繰入金は14万9,000円ほど繰り入れをするというものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第21、議案第118号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第22. 議案第119号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第119号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第119号でございます。平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,615万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年12月11日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款7繰入金項1他会計繰入金、補正前の額が1億8,427万7,000円で、補正額が33万5,000円、補正後の額が1億8,461万2,000円で、歳入合計、補正前の額が10億8,582万4,000円、補正額が33万5,000円、補正後の額が10億8,615万9,000円でございます。

1ページをお開きください。

歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費、補正前の額が4,081万9,000円、補正額が33万5,000円、補正後の額が4,115万4,000円で、歳出の合計額でございますけれども補正

前の額が10億8,582万4,000円、補正額が33万5,000円で、補正後の額が10億8,615万9,000円でございます。

6ページをお開きください。

歳出、1款総務費1項総務管理費目1一般管理費、補正前の額が4,081万9,000円、補正額が33万5,000円で、補正後の額が4,115万4,000円で、財源といたしましては一般財源が33万5,000円で、節の4共済費、職員人件費で共済組合負担金が33万5,000円でございます。

合計でございます。合計金額も同額でございます。1ページ前にかえていただきまして、2歳入7款繰入金1項他会計繰入金目1一般会計繰入金、補正前の額が1億8,427万7,000円、補正額が33万5,000円、補正後の額は1億8,461万2,000円、節の4職員給与費等繰入金33万5,000円、これにつきましては、職員給与費等の繰入金で33万5,000円を収入として一般会計から入れるものでございます。

合計につきましては同額でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第22、議案第119号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留しておきます。

日程第23. 議案第120号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第120号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第120号でございます。平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,546万6,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入

歳出予算補正による。

平成27年12月11日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款3繰入金項2他会計繰入金、補正前の額が6,708万1,000円、補正額が11万7,000円、補正後の額が6,719万8,000円で、歳入の合計が、補正前の額が1億1,534万9,000円、補正額が11万7,000円、補正後の額が1億1,546万6,000円でございます。

1ページをお開きください。

歳出、款1総務費項1施設管理費、補正前の額が1億1,353万9,000円、補正額が11万7,000円で、補正後の額が1億1,365万6,000円、歳入歳出の合計が1億1,534万9,000円で、補正額が11万7,000円で、補正後の額が1億1,546万6,000円でございます。

6ページをお開きください。

3歳出、1款総務費1項施設管理費目1一般管理費、補正前の額が1,240万2,000円、補正額が11万7,000円、合計が、補正後の額が1,251万9,000円で、財源が一般財源が11万7,000円入れるものでございます。

節4共済費11万7,000円、先ほども同じでございますけれど、職員の人件費として共済金組合の負担金がふえるものでございます。

1ページ前をお開きください。

2歳入、3款繰入金2項他会計繰入金目1一般会計繰入金、補正前の額が6,708万1,000円、補正額が11万7,000円、補正後の額が6,719万8,000円、節1その他繰入金が11万7,000円、その他の繰入金として11万7,000円一般会計から繰り入れるもので、合計につきましても同額となります。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第23、議案第120号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第24. 議案第121号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第121号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第121号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,497万2,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年12月11日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金項1他会計繰入金、補正前の額が7,657万円、補正額が41万2,000円、補正後の額が7,698万2,000円で、歳入の合計が5億7,456万円、補正額が41万2,000円で、補正後の額が5億7,497万2,000円でございます。

1ページをお開きください。

歳出でございます。

款1簡易水道事業費項1施設管理費、補正前の額が9,755万8,000円で、補正額が41万2,000円、補正後の額が9,797万円で、歳出の合計が、補正前の額が5億7,456万円、補正額が41万2,000円で、補正後の額が5億7,497万2,000円となるものでございます。

6ページをお開きください。

3歳出1款簡易水道事業費1項施設管理費目1施設管理費、補正前の額が9,755万8,000円、補正額が41万2,000円、補正後の額が9,797万円で、財源としては一般会計からの繰入金、一般財源からですけど41万2,000円、節の4共済費、これにつきましても職員人件費として共済組合への負担金がふえるものでございます。

1ページ前にかえていただきまして、2歳入1款繰入金1項他会計繰入金目1一般会計繰入金、補正前の額が7,657万円で、補正が額が41万2,000円、補正後の額が7,698万2,000円、節の1一般会計繰入金が41万2,000円ということでございます。

計につきましても同額でございますので、割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第24、議案第121号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第25. 議案第122号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第122号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第122号でございます。平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,585万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は第5表地方債補正による。

平成27年12月11日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金項1他会計繰入金、補正前の額が1億678万5,000円、補正額が減額の1,109万5,000円、補正後の額が9,569万円、款7町債項1町債、補正前の額が1億6,990万円、補正額が1,120万円、補正後の額が1億8,110万円で、歳入の合計が、補正前の額が3億6,575万円、補正額が10万5,000円、補正後の額が3億6,585万5,000円でございます。

1ページをお開きください。

歳出、款1下水道事業項1施設管理費、補正前の額が4,400万9,000円、補正額が10万5,000円、補正後の額が4,411万4,000円、款2公債費項1公債費、補正前の額が1億5,673万6,000円、補正額はございませんので同額が補正後の額でございます。

歳出の合計が、補正前の額が3億6,575万円で、補正額が10万5,000円、補正後の額が3億6,585万5,000円でございます。

第5表、地方債補正、起債の目的、1下水道事業債、補正前の額が1億1,320万円、補正後の額が1億2,440万円で、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同額でございますのでよろしくお願いいたします。

それでは7ページをお開きください。

3歳出1款下水道事業費1項施設管理費目1施設管理費、補正前の額が4,400万9,000円、補正額が10万5,000円、補正後の額が4,411万4,000円で、財源につきましては一般財源が10万5,000円、節の4共済費10万5,000円で、これにつきましても人件費の共済組合の負担金が増額するものでございます。

2款公債費1項公債費目1元金、補正前の額が1億2,663万1,000円で、これにつきましては補正額がございませんので補正後の金額も同額でございますけれど、財源の内訳が町債が850万円で、一般財源が減額で850万円減額するというもので、財源の更正をさせていただくものでございます。

目2利子、補正前の額が3,010万5,000円で、これも補正額がございませんので補正後の額は同額でございますけれど、財源の内訳が、町債が270万円ということで一般財源が減額の270万円減額するというので財源の更正でございます。

計でございますけれど、1億5,673万6,000円が補正前の額で、補正後はゼロで、補正後の金額も同額でございます。

財源の内容が変わってきて、町債が1,120万円で、一般財源が1,120万円少なくなるということで起債対応するということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第25、議案第122号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第26. 議案第123号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第123号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして議案第123号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）。

平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ811万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,976万円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第3表繰越明許費による。

債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第4表債務負担行為による。

地方債の補正、第4条、地方債の補正は第5表地方債補正による。

平成27年12月11日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入款11分担金及び負担金項1分担金、補正額だけ申し上げます。補正額が5万円で、補正後の額が790万5,000円でございます。

款13国庫支出金項1国庫負担金、補正額が400万円、補正後の額が3億1,792万3,000円、項2国庫補助金49万2,000円の補正で、補正後が3億7,353万1,000円、款14県支出金項1県負担金、補正額が200万円で、補正後の額が1億8,229万8,000円、項2県補助金、補正額が784万6,000円、補正後の額が1億6,768万8,000円、款20町債項1町債、減額の2,250万円を減額し、補正後の額が12億7,392万2,000円で、歳入の合計が、補正前の額が73億3,787万2,000円で、補正額が減額の811万2,000円、補正後の額が73億2,976万円でございます。

1ページをお開きください。

歳出でございます。

款1議会費項1議会費、補正額が11万4,000円で、補正後の額が6,711万9,000円。

款2総務費項1総務管理費、補正額が減額の5,819万5,000円で、補正後の額が11億4,518万1,000円、項2徴税費、補正額が15万2,000円で、補正後の額が

4,405万8,000円、項5統計調査費、これは補正がございませんので補正後の額も592万8,000円でございます。

款3民生費項1社会福祉費、補正額が1,352万5,000円、補正後の額が10億256万7,000円、項2児童福祉費、補正額が545万8,000円、補正後の額が4億4,465万3,000円。

款4衛生費項1保健衛生費、補正額が254万8,000円、補正後の額が7億1,425万4,000円、項2清掃費、補正額が161万2,000円、補正後の額が2億1,657万1,000円。

款6農林水産業費項1農業費、補正額1,217万4,000円、補正後の額が3億1,952万6,000円、項2林業費、補正額40万3,000円、補正後の額が6,873万8,000円。

款7商工費項1商工費、補正額578万7,000円、2億5,063万9,000円が補正後の額でございます。

款8土木費項1土木管理費、補正額が減額の984万6,000円で、補正後の額は1億3,864万3,000円でございます。

項2道路橋梁費、補正額が減額の84万3,000円で、補正後の額が3億5,389万6,000円、項5住宅費、補正額が151万2,000円で、補正後の額が1億3,178万5,000円。

款10教育費項1教育総務費、補正額が159万9,000円、補正後の額が2億2,123万2,000円、項2小学校費、補正額26万円で、補正後の額が3億229万6,000円、項3中学校費、補正額が減額の900万円で、補正後の額が7,259万6,000円、項4社会教育費で、補正額が135万5,000円、補正後の額が8,302万5,000円、項5保健体育費、補正額70万5,000円で、補正後の額が3億659万8,000円。

款11災害復旧費項1農林水産施設災害復旧費、補正額1,539万4,000円で、補正後の額が2,175万4,000円、項4その他公共施設災害復旧費、補正額が717万4,000円で、補正後の額が946万4,000円で、歳出の合計が、補正前の額が73億3,787万2,000円で、補正額が減額の811万2,000円、補正後の額が73億2,976万円でございます。

1ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

第3表繰越明許費款8土木費項2道路橋梁費、事業名が「除雪車更新事業」、金額が1,783万2,000円でございます。

次のページの第4表債務負担行為、事業費が吉賀町地域間交流拠点施設管理費運営事業費、期

間が平成28年度から平成30年度まで、限度額でございますけれど1,391万3,000円でございます。

1ページをお開きください。

第5表地方債の補正でございます。起債の目的の1、全国防災事業費、補正前の額が1,190万円で、補正後の額が1,350万円、起債の目的2の過疎対策事業債、補正前が9億1,270万円で、補正後の額が8億7,960万円、目的の3の災害復旧事業費、これにつきましては、補正前はゼロでございましたけれど900万円を補正するというもので、上記2つにつきましては起債の方法、利率、償還の方法、補正前と変わりません。3番目の災害復旧費につきましても同じような償還、また利率、起債の方法となっております。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております総務課長のほうから詳細に御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。

赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第123号一般会計補正予算（第5号）の詳細説明を行います。

今回の補正の主なものですが、事業でいいますと牛王丸水路の改良工事費1,075万8,000円、除雪車の購入費1,782万円、林道坂本亀ヶ谷線の災害復旧工事費1,539万4,000円などがございます。

こういった今回の補正に伴います一般財源の所要額につきましては、減債基金への積立金を減額をして充当することとしております。

それでは、個別に説明を行っていきたいと思います。

まず、給与費明細書のほうからごらんをいただきたいと思います。

20ページをお開きいただきたいと思います。

人件費の異動について、最初に御説明をいたします。特別職については異動がありません。

2の一般職のところですが、（1）の総括のところにあります。まず、職員数が2名増となっております。これにつきましては、新規採用職員を前倒しで採用したいというふうにご覧いただき、これに係るものがございます。給料の74万9,000円、これについても同様でございます。職員手当83万9,000円につきましては、その下の手当ごとの内訳がございまして、このうちの通勤手当の1万円と退職手当組合負担金13万5,000円、これについては先ほど申しました職員採用の前倒しによるものがございます。それから、扶養手当の9万円と期末勤勉手当の2万5,000円につきましては、新たに扶養者がふえたことによる異動でございます。時間外勤務手当につきましては、国勢調査の減額24万円、それから、増額としましては農

業費、林業費、あるいは社会教育費等の増額を差し引きまして57万9,000円増額するものでございます。

共済費の増額につきましては、冒頭、特別会計でもありましたけども制度改正によるものが主なものでございまして、もう1点は、人事異動を職員手当とか給料については6月議会で反映しておりましたけども、共済費については反映しておりませんのでその辺を反映した関係で若干の異動がございまして。

こういったものによりまして、一般会計では780万3,000円増額となっております。

それでは、歳出予算のほうから説明をしていきたいと思っております。

11ページをごらんいただきたいと思っております。

職員人件費につきましては先ほど申したとおりでございますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

続きまして、総務費の総務管理費、一般管理費ですけども、職員人件費は先ほどのとおりです。050その他経費、職員採用試験の委託料でございますが、職員募集かけましたけども募集した定員に達しませんでしたので2次募集を今かけておるところでございますけどもこれに係る委託料でございます。

目の5財産管理費で006基金積立金、減債基金の積立金を6,130万7,000円減額するものですが、これも先ほど言いましたように、今回、補正予算に伴う一般財源の所要額をここで調整するというので、積立金を減らして一般財源の所要額を確保するものでございます。

続きまして目の6企画費です。004定住対策事業費、空き家活用集落担い手確保事業補助金、2件分の追加をするものでございます。200万円です。005生活バス路線確保対策事業費、平成27年度の補助金が確定したことによりまして補正するものでございます。040団体負担金益田広域の負担金でございます。

それから、財源内訳のところを見ていただきますと△550万円となっております。これにつきましては過疎債の異動でございます。大きな異動は、高速情報通信基盤整備、NTTの回線を引くものですが、これは過疎債のハードを充当しておりましたけども、県のほうから指摘がありましてソフトに移行しなさいということがありました。これに伴いましてハードからソフトのほうに移行しました関係で、ソフト事業のほうが枠を超えてしまったということがありまして、ソフト事業のほかの事業で調整をしております。その関係で、ここでは定住促進支援事業に過疎ソフトを充当しておりました550万円を減額するものでございます。

続きまして、目の7土地対策費、これは人件費です。

目の10自治振興費、これも財源の更正ですけども、町債の910万円は過疎ソフト、先ほど申しました理由によりまして910万円減額するものでございます。事業費は自治振興交付金を

減額するものでございます。

それからめくっていただきまして、12ページの項の2徴税費目1税務総務費、これは職員の旅費を補正するものでございます。

続きまして、項の5統計調査費目1統計調査総務費014国勢調査費ですけれども、実績見込みによります予算の組みかえでございます。職員手当と通信運搬費を減額して臨時職員の雇用賃金、消耗品費に充当するものでございます。

続きまして、款の3民生費項の1社会福祉費目の1社会福祉総務費です。これにつきましては、007福祉センターの管理費、設計業務委託料ですが、福祉センターの事務所の改修工事の設計監理委託でございます。73万5,000円、これにつきましては、参考資料の45ページに財源の有効活用事業の一覧表をつけておりますけれども、財源の有効活用事業とさせていただいております。

続きまして、050その他経費、普通旅費、研修旅費は職員の旅費です。社会福祉協議会の補助金ですけれども、訪問看護ステーション支援事業の補助金でございます。20万円です。これにつきましては、県の補助が4分の3、15万円ございます。

財源内訳のほうを見ていただきますと、県支出金15万円、これが今の事業費です。それから、町債の130万円の減額は、過疎ソフトでシルバー人材センターの運営事業に充当しておったものを130万円減額するものでございます。

目の2高齢者福祉費で003老人福祉センター管理費の修繕費です。はとの湯荘のろ過機、あるいはろ材の入れかえに伴うものでございます。これにつきましても財源の有効活用事業を充当しております。

それから13ページのところ——これは特別会計の繰出金です。

目の4障がい者福祉費050その他経費ですが、これは平成26年度の福祉医療費の助成事業補助金の償還金16万3,000円でございます。

財源内訳のところ町債が80万円減額になっておりますけれども、これも過疎ソフト腎臓機能障がい者通院費助成事業に充当しておった80万円を減額するものでございます。

目の6障がい者自立支援費005自立支援訓練等給付事業費ですが、これにつきましては就労継続支援A型利用者が1名増によるものでございます。780万円で、これにつきましては歳入で国の補助金が2分の1の390万円、県の補助金が4分の1で195万円ございます。008補装具の給付事業費、補聴器3件分でございます。20万2,000円、これにつきましても歳入で国が2分の1、10万円、県が4分の1、5万円ございます。

財源内訳のところを見ていただきますと、国、県の支出金につきましてはこの2つの事業に対する2分の1、4分の1の補助金でございます。

それから町債の80万円の減額は過疎ソフトで精神障がい者通院費助成事業に充当しております。したものを減額するものでございます。

続きまして、項の2児童福祉費目1児童福祉総務費ですが、006放課後児童対策事業費は平成26年度分の放課後児童対策事業補助金の償還金でございます。201万6,000円。008次世代育成支援対策費、これにつきましては子育て支援ガイドブックを9月の補正だったと思いますけども補正予算で計上させていただきましたが、これがもう部数が残り少なくなっております。増刷をしたいということで2,000部増刷する印刷費でございます。013地域子育て支援拠点事業費、これにつきましては保育緊急確保事業、子育てサロン事業の補助金の償還金でございます。国90万4,000円、県90万4,000円でございます。

続きまして、目の2保育所費007特別保育事業費、これにつきましては平成26年度分の特別保育事業費補助金の償還金でございます。010施設型保育給付事業費、これにつきましても平成26年度分の保育所運営費の補助金の償還金と第3子以降保育料軽減事業の償還金、国、県それぞれ27万9,000円、16万8,000円でございます。

続きまして14ページです。

款の4衛生費項の1保健衛生費目1保健衛生総務費です。009歯科診療所管理費、これにつきましては柿木の歯科診療所のテレビ、冷蔵庫、消火器等のリサイクル料が2万4,000円と医療機器等の処分費22万1,000円、合わせて24万5,000円でございます。

財源内訳のところの30万円の町債減額は、過疎ソフトで医療従事者等確保対策事業の分を30万円減額するものでございます。

目の2母子衛生費、これは財源更正ですが町債20万円減額は過疎ソフトで妊産婦の通院費補助金を減額するものです。

目の3予防費004予防接種費ですが、高齢者予防接種委託料、ワクチン単価の値上がり分の委託料を増加するものでございます。98万8,000円。

目の4環境衛生費050その他経費は職員の普通旅費です。

項2清掃費目1ごみ処理費004可燃物処理事業費ですが、物品修繕料につきましてはごみ集積箱の修繕費10万円と、備品購入費につきましてはごみ集積箱の購入費20基分でございます。151万2,000円、合わせて161万2,000円、これにつきましても財源の有効活用事業を充当しております。

続きまして目の2し尿処理費、これは財源の更正でして町債の減額は過疎ソフト、浄化槽の維持管理費の補助金を減額するものでございます。

続きまして、農林水産業費で項の1農業費、農業総務費は人件費だけです。

15ページ、目の3農業振興費、これは財源更正で過疎ソフトの町債を減額するものでござい

ます。有機農業振興事業130万円、農地利用集積事業140万円、新規就農者育成確保事業120万円、合計390万円を減額するものでございます。

続きまして目の6農地費で003農道水路維持管理費、改良工事費は牛王丸水路の改良工事費で、1,075万8,000円でございます。これも財源の有効活用事業を充てさせていただいております。

続きまして、項の2林業費目1林業総務費は人件費だけです。

目の4林道費、これも人件費だけです。

款の7商工費項1商工費の目2観光費004健康増進交流施設管理費、「ゆ・ら・ら」の施設の修繕料ということで、外灯、燃料ポンプ、伸縮継手、チップボイラー等の修繕費でございます。230万円、これにつきましても財源の有効活用事業を充当しております。

続きまして005観光施設管理費調査委託料ですけれども、観光施設「なつめの里」とか高尻のログハウス等の施設について、建築基準法、あるいは旅館業法、消防法等の適合の有無等について調査をするものでございます。

財源のところでは、町債470万円減額になっておりますけれども、これにつきましては過疎ソフトで観光素材活用対策事業分を470万円減額するものでございます。

続きまして16ページ、目の3都市農村交流費です。021萩・石見空港利用促進事業費、これにつきましては町民の方が利用されたときの往復2回、100人分の追加をするものでございます。60万円。024彫刻の道整備事業、彫刻購入に係る事業費でございます。事業委託料につきましては展示パネル制作費、改良工事費は照明の取り付け工事、施設備品の購入費は展示台、ケース等の購入費です。彫刻購入費は108万円、資料の46ページに写真が掲載してございます。

続きまして、款の8土木費項の1土木管理費目1土木総務費です。021県営事業負担金、急傾斜地崩壊対策事業負担金ですが、法師渕下地区の修繕工事に係る負担金でございます。工事費の10%で100万円。この100万円に対して地元負担が5%で5万円ほど負担がありますので、財源の内訳のところでは分担金及び負担金5万円が計上してあります。

続きまして、項の2道路橋梁費目1道路橋梁維持費003道路維持管理費です。調査委託料につきましても6月の補正で9橋分の調査費を計上させていただきました。その後、総合評価の変更等によりまして今回、全額を減額補正するものでございます。2,448万5,000円。それから、電算備品の購入費とソフトウェアの購入費は、これはタブレットの端末、あるいはそのソフト等の購入でございます。これらにつきましては、全て財源の有効活用事業の中で減額、あるいは増額等の活用をしております。

続きまして、005の除雪費です。除雪車の整備料は修繕等に係る100万円でございます。

自賠責保険、車両購入費、これは新規に購入する車両に係るものでございます。参考資料の47ページ、あるいは48ページにカタログ等、あるいは今の既存の車両の整備状況等が記載してございます。これにつきましては、過疎債のハード分を充てることとしております。

続きまして、めくっていただきまして17ページです。

目の2道路橋梁新設改良費029朝倉真田線の改良事業費です。これにつきましては、9月の定例議会の追加議案の中で補正3号のところでしたけども、町が直接工事するところから県のほうに工事をお願いするというので委託のほうに組みかえましたけども、さらに、県がやるのは困難ということで再度、また県委託料から町の発注による改良工事に切りかえるための予算でございます。1,100万円委託料を減額して改良工事費1,100万円を増額するものでございます。055町道入江線改良工事測量設計業務委託料、改良工事の測量設計業務委託でございます。

財源内訳のところ町債360万円というのがありますが、町道入江線の改良工事に係る部分を過疎債のハードのほうを充当することとしております。

それから、項の5住宅費目1住宅管理費ですが、003住宅管理費維持補修工事費ですけども、福川公社住宅の屋根の修繕工事でございます。これにつきましても財源の有効活用事業を活用することとしております。

続きまして、款の10教育費項1教育総務費目1教育委員会費050その他経費ですけども、教育委員会の議事録を作成する委託料でございます。

目2事務局費027吉賀高校魅力化支援事業費ですが、通信運搬費につきましては通学費の補助の補正をするものでございます。

財源の内訳のところ町債1,070万円の減額ですけども、吉賀高校の振興事業、サクラマス事業、吉賀塾の事業等々の事業を1,070万円減額するものでございます。

続きまして、18ページのところですが、項2小学校費の目1小学校管理費003事務局管理費の作業手数料ですけども、プリンターの定期部品交換に係る手数料でございます。柿木小学校を除く4校分26万円でございます。

項の3中学校費目1中学校管理費です。021中学校施設整備事業費、改良工事費900万円の減ですが、これにつきましては、吉賀中学校の下水道接続工事を27年度から28年度の工事に振りかえることによりまして減額をするものでございます。

財源内訳のところですけども、国庫支出金49万2,000円、これにつきましては吉賀中学校の体育館の天井の改修工事に係るものが補助金が増額になっております。それから町債のところは970万円の減ですが、下水道接続工事が1,130万円の減額と体育館の天井の改修工事が160万円の増額で、差し引きして970万円の減額ということでございます。

1つ飛びまして項の5保健体育費の目2保健体育施設費006蔵木グラウンドゴルフ場の管理

費です。臨時雇用賃金につきましては、管理90人分、草刈り15人分の賃金を見込んでおります。維持補修用の原材料費は埋め土の購入費でございます。

続きまして19ページ、款11災害復旧費項1農林水産施設災害復旧費目3林道災害復旧費004現年補助災害復旧事業費、林道坂本亀ヶ谷線の2カ所の災害復旧工事であります。参考資料の49ページに箇所図がついております。

それから財源のほうですけれども、県支出金は工事費の2分の1で769万6,000円、それから地方債は災害復旧事業債900万円でございます。

項の4その他公共施設災害復旧費目2大井谷棚田展望公園災害復旧費ですが、災害復旧費工事費と土地購入費、大井谷棚田展望公園の災害復旧工事に係る工事費とその工事に係る用地の取得費2万4,000円でございます。これをあわせた717万4,000円、これにつきましては財源の有効活用事業を活用をしておるところでございます。

続きまして歳入のほうに戻っていただきまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、款11分担金及び負担金項1分担金目7土木費負担金です。急傾斜地崩壊対策事業分担金、法師瀨下地区の修繕工事5%分でございます。

国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費等負担金、自立支援給付費と補装具の給付費それぞれの2分の1、400万円でございます。

教育費の国庫補助金、学校施設環境改善交付金、これは吉賀中学校の体育館の天井の補修工事の増額分でございます。

県支出金の県負担金、民生費県負担金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金、先ほどの国庫と同様ですが自立支援訓練等給付費と補装具の給付費あわせた分の4分の1部分の200万円でございます。

民生費の県補助金で医療介護総合確保促進基金市町村支援事業補助金ですが、訪問看護ステーション支援事業に係る4分の3、15万円でございます。

続きまして10ページのところですが、災害復旧費県補助金です。

林道施設現年災害復旧、林道坂本亀ヶ谷線の工事費の2分1、769万6,000円でございます。

続きまして町債ですけれども、過疎債ですが学校施設整備事業費、これは吉中の下水道接続工事減額分でございます。

高速情報通信基盤整備事業、これは冒頭言いましたが、ハードからソフトに振りかえるもので、ハード分は4,320万円減額になります。除雪車の整備事業は、除雪車購入に係るもので1,780万円、町道入江線の改良事業測量設計業務分360万円でございます。

ソフト分は4,320万円ふえますが、総枠が決まっておりますので総枠とすれば変動はござ

いません。個別の中身については、先ほど歳出のところで説明したとおりでございます。

続きまして、教育債、学校施設環境改善事業ですが、これは吉賀中学校の体育館の天井改修工事160万円増額でございます。

災害復旧事業債は、林道坂本亀ヶ谷線の災害復旧に係るものですが、これにつきましては、工事費だけでなく補正の2号、あるいは3号で計上しました測量設計委託業務分も含めて充当率90%掛けた900万円が、この起債の対象となっております。

交付税の留保につきましては、今回、異動しておりませんので4,439万5,000円、これについては変わっておりません。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で詳細説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後2時07分休憩

.....

午後2時17分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第123号の質疑が始まっておりません。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですが、最終日も残っておりますので質疑を終わってよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第26、議案第123号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）の質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時20分散会
